登録実施機関の登録事項の変更について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条第２号の規定により、下記のとおり公示する。

令和８年８月12日

近畿運輸局長　服部　真樹

記

（単位地域の名称）
滋賀県
（登録実施機関の名称）
滋賀県タクシー登録センター
（登録実施機関の住所）
滋賀県守山市木浜町2298番地４
（変更前の登録実施機関の代表者名）
三品　勝裕
（変更後の登録実施機関の代表者名）
北浦　歳彦
（登録事務等を行う事務所の名称）
本部事務所
（登録事務等を行う事務所の所在地）
滋賀県守山市木浜町2298番地４
（登録番号）
滋賀県－１番
（変更年月日）
令和８年８月３日

法　務

公証人任免

東岡弘高は公証人に任命され、東京法務局所属を命ぜられ、役場を設置すべき地を東京都港区に指定された。（七月三十一日）（法務省）

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８－12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和８年８月11日をもって満了した。

令和８年８月12日

人事院事務総局人材局企画課長　田中　玄弥

記

2025年度皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）
2025年度法務省専門職員（人間科学）採用試験
2025年度食品衛生監視員採用試験
2025年度海上保安官採用試験

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項第一号による基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和八年八月十二日

国土地理院長　河瀬　和重

一、地図及び簿冊の名称
基準点網図及び基準点測量成果簿
二、前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域
北海道　二海郡　八雲町
岩手県　盛岡市
栃木県　芳賀郡　益子町
群馬県　吾妻郡　中之条町
富山県　魚津市
岐阜県　恵那市
岐阜県　飛騨市
鳥取県　鳥取市
鳥取県　岩美郡　岩美町
鳥取県　東伯郡　湯梨浜町
島根県　益田市
愛媛県　四国中央市
高知県　宿毛市
高知県　高岡郡　四万十町
福岡県　宮若市
長崎県　大村市
宮崎県　日南市
宮崎県　えびの市
鹿児島県　鹿屋市
鹿児島県　肝属郡　肝付町
三、閲覧期間　公告の日から二十日間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条に規定する行政機関の休日を除く。）
四、閲覧時間　閲覧期間中毎日の午前九時から午後五時まで
五、閲覧場所　茨城県つくば市北郷一番
国土地理院測地部計画課内
電話　〇二九（八六四）四七三六
六、閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、右記の閲覧期間内に、国土地理院長に対し、訂正の申出をすることができる。
七、誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

金融庁告示配第三号

ソニーグループ株式会社が令和八年六月二十五日付けでソニー生命保険株式会社及びソニー損害保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりソニーグループ株式会社に対する同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

令和八年八月十二日

金融庁長官　伊藤　豊

金融庁告示配第四号

ソニーグループ株式会社が令和八年六月二十五日付けでソニー銀行株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十五条第二項の規定によりソニーグループ株式会社に対する同法第五十二条の九第一項の認可がその効力を失ったので、同法第五十六条第九号の規定に基づき、告示する。

令和八年八月十二日

金融庁長官　伊藤　豊

法務省告示配第百十六号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和八年八月十二日　法務大臣　平口　洋

氏　名　寺田　勇生
生年月日　千九百八十四年五月十七日

法務省告示配第百十七号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第十七条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

令和八年八月十二日　法務大臣　平口　洋

一　指定を受けた者
氏　名　寺田　勇生
生年月日　千九百八十四年五月十七日
二　指定をした特定外国法
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項第一号によるもの
1　連合王国において効力を有し、又は有した法
2　アイルランドにおいて効力を有し、又は有した法

公　告

諸　事　項

猪名川土地改良区連合役員の退任及び就任の公告

大阪府及び兵庫県の区域の一部を地区とし、大阪府豊中市に事務所を有する猪名川土地改良区連合から役員の退任及び就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第19項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和８年８月12日

近畿農政局長　志知　雄一

１　退任

役職	氏名	住所
理事長	澤　清允	兵庫県伊丹市口酒井１丁目６番36号
〃	荒木　俊光	兵庫県伊丹市口酒井１丁目１番１号
〃	荒木　建次	兵庫県伊丹市口酒井１丁目３番36号
〃	藤本美恵子	兵庫県伊丹市岩屋１丁目５番５号
〃	津田　悟	兵庫県伊丹市森本６丁目131番地
〃	渡邉　稔	大阪府豊中市原田元町１丁目20番３号
〃	渡邉　和彦	大阪府豊中市原田元町３丁目４番12号
〃	西本　健一	大阪府豊中市原田元町２丁目５番21号
〃	渡邉　博一	大阪府豊中市原田元町３丁目８番３号
〃	野口　幸男	大阪府豊中市原田元町２丁目１番18号
〃	渡邉　真治	大阪府豊中市勝部１丁目80番地の６
〃	松浦　三義	兵庫県伊丹市森本４丁目91番地
〃	大崎　正	兵庫県伊丹市森本５丁目17番地